

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構 第2期中期目標

変更 平成25年6月13日

### 【前文】

中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、我が国で唯一の中小企業政策全般に亘る総合的な支援・実施機関として、平成16年7月に設立された。第一期中期目標期間では、旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団、旧産業基盤整備基金が行っていた業務を再編・統合し、中小企業基本法第二章で定める基本的施策に対応した、「1. 創業・新事業展開の促進」、「2. 経営基盤の強化」、「3. 経営環境変化への対応」という3つの事業の柱に加え、あらかじめ終期を明確にした「4. 産業用地の提供等の期限付き業務」の4つの事業に整理し、業務を推進してきたところである。また、業務の展開に当たっては、全国に新たに9つの支部を設置して、支部に職員を重点的に配置するなど、現場の中小企業のニーズに応ずる体制を確立し、専門家派遣、相談・助言、人材育成などの総合支援を実施するとともに、異分野中小企業の企業間連携の推進、中小ものづくり基盤技術の高度化、地域資源の活用、農林漁業者と中小商工業者との連携の推進といった中小企業者の新しいニーズにも機動的に対応してきたところである。

昨今、我が国の中小企業は、サブプライム問題を端緒とした世界経済の減速に伴い、国内景気が急激に悪化する中で、厳しい経営環境に晒されており、輸出、生産、収益が大幅に減少するとともに、倒産件数が増加している。

また、構造的にも、①少子高齢化・人口減少の急速な進展、②中長期的な労働市場の変化、③グローバル化の進展に伴う海外との競争激化、④環境制約・資源制約の中での低炭素社会の実現に向けての対応等、大きな変化に直面している。

こうした状況下において、平成21年4月から始まる第二期中期目標の5年間の展望を見通すと、まずは、この未曾有の経済危機を克服することが最重要課題であり、中長期的には潮流変化を先取りした成長の実現に取り組んでいくことが必要である。すなわち、経済危機を克服するため、経済環境悪化に伴う痛みを緩和する措置を講ずるとともに、こうした構造変化に適応出来るよう「新経済成長戦略」(平成20年9月19日閣議決定)に基づき、中小企業の体質の強化を図ることが必要である。同時に、中小企業がこうした環境変化を乗り越え、更なる発展を遂げていくためには、新たな

成長フロンティアへの挑戦を容易にし、成長する新事業や市場において収益を確保できるよう、国内外の市場開拓等の取組みを促進していくことが必要である。

以上の課題に対して、機構は、第二期中期目標期間の前半において、経済環境悪化に伴う痛みを緩和し、中小企業の体質の強化を図るため、主として、中小企業の事業再編・転換等を図るとともに、多様な支援機関・人材の「つながり力」の強化によりワンストップ機能を達成すること目的とした地域中小企業の支援体制の整備を行う。また、新たな成長フロンティアへの挑戦を容易にし、成長する新事業を支援するため、新たな価値を創造する事業展開の促進、中小企業の国内外の市場開拓などを支援する。

なお、これらの事業を実施するに当たっては、行革本部決定等に盛り込まれた事項を、計画的・重点的に実施していくものとする。

## **I. 中期目標の期間**

中期目標の期間は、5年間（平成21年4月～平成26年3月）とする。

## **II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

機構は、中小企業の高度な専門性を有する経営課題等に対し、様々な支援機能を連携して支援を行うとともに、今後とも、新たな政策課題の要請を受けて、多様な支援ツールを活用しつつ、機動的に支援を行う。

機構の限られた経営資源の中でこの役割を発揮していくためには、全国的視点に立って支援機関のネットワークを強化し、地域支援機関等との連携、機構で培った支援ノウハウの共有など指導・助言を充実して、全体としての相乗効果の発揮を図っていくことが求められる。

特に第二期中期目標期間の前半においては、経済環境の更なる悪化等、現時点では予見することができない不測の事態に直面するおそれがあることを踏まえ、これらの事態に対して、機構自ら迅速に対応する。

### **1. 新たな価値を創造する事業展開の促進**

中小企業の新たな価値を創造する事業展開を促進するため、機構は、様々な局面で生ずる専門性の高い課題解決に向け一貫した経営支援を行うとともに、事業化を達成するために隘路となる新たな販路の開拓や資金調達を支援する。

また、全国的視点に立ち、新たな政策課題に対応した施策の着実な実施を行うと

ともに、都道府県域を超える広域展開、高度な専門性を必要とする経営課題等へ取り組む中小企業を重点的に支援し、他の中小企業の活動を誘発するようなモデル的な企業やその予備軍を発掘・育成する。

#### **(1) 売れる商品づくりや市場開拓等への挑戦に対してプラン策定の段階からの一貫した支援**

機構は、広域的な販路開拓や（独）日本貿易振興機構等の関係機関との連携による国際展開、株式公開等の高度な専門性を有する経営課題への対応を行うとともに、全国的視点に立った技術開発や企業間連携による新事業展開の事業化等の支援を行い、他の中小企業のモデルとなる成功事例を創出する。

なお、支援に際しては、企業の創業からその成長に合わせた支援を行うことが出来る仕組みを構築し、一貫した支援を行うことにより、事業化に向けた取組みの着実な達成を目指す。

#### **(2) 市場動向や経営・技術環境の変化に即応した質の高い支援**

機構は、中小企業者の大都市圏への販路開拓を支援する。多種多様な情報、販路、技術、人材等を持つ大企業、技術シーズや知見・ノウハウ等を有する大学・研究機関等との全国ベースのネットワークを構築、活用し、中小企業と大企業等との連携による新たな商品開発や事業化等を支援する。

#### **(3) マッチング機会の提供やファンド組成を通じた資金提供等の多様な支援**

機構は、全国的視点に立ったマッチングの場の提供を通じて、新たな販路の開拓や業務提携等、ビジネスチャンスの拡大や新事業の取り組みを支援する。

また、成長初期段階や新事業展開等に取り組む中小企業者に投資を行うファンドの組成について、適切な事業運営に配慮しつつ、組成を促進し、新事業展開等に挑戦する中小企業者に対する資金供給を円滑化する。

インキュベーション事業による創業・新事業展開等の支援を行う観点から、インキュベーション施設の適切な運営を行うとともに、インキュベーションマネージャー等の事業化支援要員を配置する等の入居者支援により、事業化を促進する。

## 2. 経営基盤の強化

機構は、中小企業の支援の拠点となる地域支援機関等と連携し、中小企業が抱える高度な経営課題への対応等を図るとともに、支援成果等の地域支援機関間における共有化、各支援機関へのノウハウの提供・移転を行い、「つながり力」の中核機関として、地域支援機関等とのネットワークを強化することに重点を置く。

### (1) 多様な支援機関・人材の「つながり力」を強化し連携により相乗効果を向上

#### ①地域支援機関等の支援機能の向上支援

機構は、経済産業局と緊密に連携しながら、地域中小企業の支援の拠点となる地域支援機関間における情報・ノウハウの共有化を行い、高度なノウハウを有する専門家を確保し、派遣すること等を通じて、地域支援機関等の支援体制を強化する。

また、中小企業経営者や支援担当者から現場の情報を収集し、中小企業の実態、支援事例や支援ニーズ等の調査・分析や具体的な支援ノウハウまでを体系化できる調査・研究機能を強化し、連絡会議や研修会等の実施を通じ、地域支援機関等に支援のノウハウを提供・移転する。

#### ②地域支援機関職員等に対する研修の実施

地域支援機関、地域金融機関、士業団体を始めとする多様な民間支援機関等の支援人材に対し、高度かつ専門的な支援能力を修得する機会を提供するため、機構は、創業・経営革新、事業再生、知的財産、まちづくり等の政策課題への解決に資する研修等を実施する。

また、中期目標期間中に中小企業大学校各校の地域支援機関等向け研修に係る業務のうち、研修企画に係るものを除いた業務について官民競争入札等を導入し、民間事業者の創意と工夫を活かした効率的な研修を実施する。

### (2) 中小企業の経営力強化に役立つノウハウや情報の提供

#### ①経営情報等の提供機能の充実

機構は、中小企業支援の施策情報、活用事例、地方公共団体等が独自に実施する施策情報を収集し、わかりやすく提供する素材を作成し、中小企業施策を広く効果的に周知させるための施策情報サイトを運営するほか、相談機能や関係機関の活用など、中小企業施策を広く効果的に周知させるために情報を提供する。

また、各種政策課題フォーラムの開催を通じ、地域中小企業等への支援施策を浸透させる。

#### ②経営課題への円滑な対応

機構は、中小企業が円滑に事業活動を推進し、経営上で直面する様々な課題に適切に対応できるよう、地域支援機関等との連携を強化し、迅速かつ効率的に活用可能な支援ツールを提供する。

#### ③経営者等の知見の充実等

機構は、中小企業の経営者や管理者等を育成するため、経営課題に円滑に対応できる実践的研修を実施する。

研修の実施にあたっては、利用者のニーズを踏まえた研修内容等を提供する。

また、中期目標期間中に中小企業大学校各校の企業向け研修について官民競争入札等を導入し、民間事業者の創意と工夫を活かした質の高い研修を実施する。

### (3) 未来志向の地域経済活性化への取組み

#### ①中小企業者の連携・共同化の推進及び集積の活性化

機構は、中小企業者の連携・事業の共同化、中小企業の集積の活性化を図るため、リニューアルや機能強化を含めた工場団地や商店街等の施設整備に対する支援を地方公共団体と連携して行う。

また、中小企業者等のニーズや新たな政策課題に的確に対応するため、制度運営の見直し等を実施する。

#### ②地域の経営資源の活用等による事業化支援

高度なノウハウを有する専門家の確保等を通じ、地域の経営資源の活用等による新商品開発等の取組みに対する支援を推進する。

#### ③中心市街地、商店街等における商業機能強化支援

機構は、中心市街地が地域社会・経済に果たす役割、商店街が地域コミュニティに果たす役割の重要性を踏まえ、地方公共団体をはじめとする関係機関と連携を図りつつ、調査研究、人材育成、資金面で中心市街地や商店街等の活性化の支援等を行うとともに、中心市街地活性化協議会や商店街振興組合等の商工団体に対する助言、調査等を通じて商店街等の商業機能及びマネジメント能力の向上を支援する。

また、中心市街地の活性化に資する施設の適切な運営管理及び積極的活用を図る。

### 3. 経営環境の変化への対応の円滑化

国際金融市場の混乱に伴う未曾有の経済危機の中、中小企業の経営環境は厳しさを増しており、倒産件数も増加している。中期目標の前半はこの危機を克服するため、急激な環境悪化に伴う痛みを緩和する措置を講ずるとともに、雇用や取引を中心として地域経済を支えている中小企業の事業再生を円滑化することで、こうした構造変化に適応できるよう中小企業の体質の強化を図ることが必要である。

#### (1) 中小企業の事業再編・転換等の促進

地域の経済活動に貢献している優良な事業の部門を有する中小企業でさえも事業存続の危機にある中で、優良な事業の破綻を防ぎ、地域経済の活力や雇用を維持することが重要である。このため、機構は、経営環境の著しい変化に直面し、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業の事業再編・転換等を促進するため、中小企業再生支援協議会への助言等の支援、再生ファンドの組成の促進、再生支援に係る制度の周知や活用促進等により、全国的な再生支援機能を強化するための支援を実施する。

また、企業が生産性向上を図るための事業活動等を支援する債務保証については、法律に基づき着実に実施する。

#### (2) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営

機構は、両共済制度の対象となる事業者数の動向を踏まえた在籍者数を確保できるよう加入促進を行う。

また、両共済制度に係る適切な指標を設定し、事務執行体制の見直しや業務・システム改善等による効率化を行う。

さらに、両共済制度の安定的・継続的な運営を図るため、今後行われる制度の見直しに対応するとともに、各種提出書類の見直し及び業務処理期間の短縮化等により契約者サービスを向上させる。

#### (3) 災害等への機動的な対応

機構は、大規模な自然災害等が発生した場合には、被害を受けた中小企業の借入れについての利子補給等を行うため、都道府県が貸付けを行う基金の設置に対し、機動的に支援を行う。

特に、東日本大震災への対応として、著しい被害を受けた中小企業等のために工場・事業場・店舗等の整備・管理・譲渡等を実施するとともに、原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業等を対象とする福島県が創設する貸付制度に支援を行うなど、機構の支援ツールを活用した適切な措置を講じる。

また、東日本大震災で被害を受けた中小企業等の二重債務問題に対応するため、債権買取等を行う産業復興機構への出資や事務経費への支援など、適切な措置を講じる。

#### 4. 期限が定められている業務

##### (1) 政令によって期限が定められた産業用地分譲業務等の着実な実施

中小企業基盤整備機構法(以下「機構法」という。) 附則第5条及び附則第6条第3項に掲げる産業用地分譲業務等については、着実に実施し、平成26年3月までに終了する。

機構法附則第5条第1項第5号二に掲げる業務については、福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づき、産業用地を無償で譲渡する。

##### (2) その他の期限が定められている業務

機構法附則第8条に掲げる繊維業務(既往保証債務に係る業務を除く。)については、平成22年5月までに終了する。

また、機構法附則第8条の4に掲げる旧特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく業務を、着実に実施する。

### Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 現場重視の組織運営

- ・ 機構の組織は、その目標の実現のために業務の改善や新たなニーズに即応した事業が機動的に実施されるよう、部門間の壁を廃した柔軟な組織運営、意思決定を行い、業務の効果的な実施を図る。
- ・ 利用者との直接の接点となる部門に職員の重点的配置を行うとともに、全国的な

組織としての広域的な実施体制を整備し、各地域において、経済産業局、地方公共団体、地域支援機関等との連携を強化し、機動的に支援する。

- ・ 期限が定められた業務については、所定の期限に終了させるための体制を採る。

## 2. コーディネート能力等に優れた人材の育成と外部人材の有効活用

- ・ 職員に対する個々の適性や段階に応じた多様な研修制度の拡充や職員に利用者と直接接する業務の経験を積ませることなどにより、企業経営や中小企業施策に精通し、さらには専門家活用能力や支援プロジェクトを企画し、調整する能力等に優れた人材を育成する。

また、人的ネットワーク、専門知識・ノウハウ等を有する人材を確保するとともに、外部との人事交流を積極的に行い、様々な専門スキルを持った多彩な人材を確保・育成する。

- ・ 業務の専門性の高い分野においては、知見を持った外部の人材を積極的に活用する。
- ・ 職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。

## 3. 適切な評価を踏まえた業務の改善と新たなニーズへの対応

- ・ 中小企業者等と直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実施」、「評価・検証」、「事業の再構築等」による事業評価を適切に行う。評価に際しては、相談件数などの「数」の評価に加え、企業の成長を客観的に判断できる事業については、企業の業績などの「質」の評価に重点を置く。

なお、各事業における具体的な目標値については、事業目的に即した分かりやすい数値を中期計画において設定する。

- ・ 中小企業者、地域支援機関や有識者等からなる外部評価委員会の設置等により客観的に評価を行う。
- ・ 事後評価を徹底し、十分成果が得られていない事業や他の支援機関が十分類似のサービスを提供している事業については、改善又は廃止して、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。

特に、中小企業大学の大学施設については、まずは東京校について、中小企業者や中小企業支援機関等のニーズ、利便性に配慮しつつ、売却等の処分に着手

する。

#### 4. 業務運営の効率化

- ・ 一般管理費（退職手当を除く）については、これまでの効率化実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から、具体的な目標（毎年度平均で前年度比3%以上の効率化）を設定する。
- ・ 運営費交付金を充当して行う業務経費（退職手当を除く）についても、上記と同様の観点から、具体的な目標（新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分を除き、毎年度平均で前年度比1%以上の効率化）を設定する。
- ・ 総人件費については、平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。
- ・ 人員の合理化についての目標は、中期計画において定める。
- ・ 給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に努め、その取組状況を公表する。
- ・ 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約見直し計画」に基づく取組みを着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。なお、入札・契約の適正な実施について、監事等による監査を実施する。
- ・ 管理会計を徹底し、財務会計情報を有効に活用し、業務を効率化させる。
- ・ 国以外からの財源を確保及び拡充するため、中小企業者等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料について、適切な受益者負担の見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について、収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。
- ・ 利用者への情報提供等の利便性の向上や内部管理業務の効率化、高度化のため、第一期目標期間において作成した最適化計画を踏まえ、業務・システムの改善を行う。
- ・ 機構の自主性・自立性を確保するため、法令遵守に係る内部統制機能を強化する。また、重要な業務については、外部有識者等からなる評価委員会等の意見を聞きながら業務運営を行うとともに、内部監査機能を充実させる。

#### **IV. 財務内容の改善に関する事項**

##### **1. 財務内容の改善**

- ・繰越欠損金が発生している小規模企業共済勘定については、安全かつ効率的な資産運用に留意しつつ、繰越欠損金の解消に向けた中期目標期間中の削減計画を策定することにより、その削減に努める。
- ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組みを着実に実行する。
- ・産業投資特別会計から出資を受けて実施した出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資については、投資先の経営状況を適切に把握する等、適切に管理し、株式処分を促進する。
- ・産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資については、適切に経営状況の把握を行い、事業運営の改善を求め、経営状況の悪化が見込まれる場合は、関係省庁及び他の出資者とも協議の上、可能な限り早期の株式処分を図る。
- ・その他出資事業については、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善等株主としての権利を活用して適切に対処する。
- ・出資業務、債務保証業務、融資業務、施設整備等業務、共済業務といった財務の健全化を確保すべき業務については、貸倒実績等を踏まえ、債権管理の徹底等を行うなど、適切な措置を講じる。

##### **2. 保有資産の見直し等**

- ・保有資産の見直し等について、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえた措置を講じるものとする。
- ・特に、一般勘定資産については、2,000億円を不要財産として、平成23年度からの原則4年間の分割で国庫納付するものとする。その際、小規模企業共済勘定の繰越欠損金の状況による機構全体の債務超過や緊急の中小企業対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。